

北海道災害対処訓練 「ノーザンレスキュー2015」 が開催されます

8月26日(水)から30日(日)の5日間、北海道と陸上自衛隊北部方面隊等の連携による大規模災害対処訓練「ノーザンレスキュー2015」が道東地区を中心に開催されます。

訓練では、東日本大震災を教訓に太平洋沖でM9.1の大地震が発生し、北海道太平洋沿岸部を中心に10m以上の津波が発生したという想定のもと、情報伝達や住民の救助・救出、避難所での対応について国際支援を受けながら実施されます。また、釧路市において防災セミナーも開催されます。

町内でも、8月30日(日)に、津波により交通網が遮断されたことで孤立集落が発生したとのシナリオをもとに、住民の救助・救出訓練及びその後の避難生活を想定した食糧炊出し訓練を自衛隊と連携して行います。

災害から 命を守る 防災セミナー

- 日時 8月28日(金) 午後1時10分から
- 場所 釧路市生涯学習センター (大ホール)
- 内容 基調講演 (南三陸町長 佐藤 仁氏ほか)
パネルディスカッション

セミナーの詳細は、自衛隊北部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/>) でご確認ください。



お知らせ

9月6日(日)には、別海市街地区で別海連合町内会主催の避難訓練が行われます。
多くの方々にご参加していただけますようお知らせします。

問合せ／防災交通担当
内線2116・2117

北方四島在住ロシア人 ファミリー受入れ



6月19日から22日の4日間、北方四島在住ロシア人訪問団17名が別海町を訪れ、町内の視察やホームビジット、意見交換会等で町民と交流し互いの生活について理解を深めました。



受入家庭や交流に参加していただいた皆さん、ありがとうございました。

なお、ホームビジットの受入等に興味のある方はお気軽にお問合せください。

問合せ／地域政策担当
(内線2217)

8月は北方領土返還要求運動強調月間です



北海道では、北方領土返還要求に対する国民世論の高揚を図るため、毎年8月を「北方領土返還要求運動強調月間」としています。

役場庁舎、各支所での署名活動や、「北方領土の日」ポスターコンクール作品の募集など様々な活動を行っていますので、ぜひ積極的にご参加ください。

問合せ／地域政策担当 (内線2218)

国勢調査がはじまります

国勢調査 2015

国勢調査は、外国人を含む日本に住んでいる全ての人・全ての世帯を対象として実施される国の最も重要な統計調査です。

調査の結果は、災害対策や生活環境整備、福祉施策など、様々な施策の計画策定などに利用され、今後5年間の国の方向性を決める重要なものです。

【調査の流れ】



Q 国勢調査ってなに？

A 5年に一度実施されている国の最も重要な統計調査で、日本の人口や世帯の実態を把握するために行われています。大正9年から始まり、今回で20回目となります。

Q 調査の方法は？

A 今回の調査から、インターネットでの回答が可能となります。調査員が、「インターネット回答の利用案内（ID等）」を配布し、インターネットでの回答を一定期間受け付けます。

その後、インターネット回答がなかった世帯にのみ、調査員が紙の調査票を配布します。紙の調査票は、調査員が回収、または郵送提出のどちらかとなります。

回答された内容は、他に漏れたり、統計以外の目的に使用されることはありません。
皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、

問合せ／地域政策担当（内線2212・2218）

べつかい協働のまちづくり補助金

（公募型）後期募集案内

募集期間 8月3日（月）～8月31日（月）

町民によるまちづくり活動を支援する「べつかい協働のまちづくり補助金」（公募型）後期分の対象となる事業を上記期間で募集します。応募をお考えの方は、次の施設に配置している募集要項等をご確認のうえ、お気軽にご相談ください。

募集要項等配置先

役場2階総合政策課窓口、各支所、各連絡事務所、各公民館、スポーツセンター、図書館、また、町ホームページからもダウンロードできます。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2215・2216）

無料バスに乗ってイベントに行こう！

標津線代替運送連絡協議会では、路線バスの利用促進を目的に、下記のイベントへ行くための無料往復乗車券を8月3日（月）から配布します。



利用可能イベント

中標津町	中標津夏まつり	8月8日（土）から9日（日）
根室市	根室かに祭り	9月5日（土）から6日（日）
	根室さんま祭り	9月19日（土）から20日（日）
	根室産業フェスティバル	10月4日（日）
標茶町	産業祭り	9月13日（日）
標津町	標津あきあじまつり	9月27日（日）

- 年齢に関係なく、乗車券は一人一枚必要となります。
- 小学生以下は保護者同伴での利用となります。

無料乗車券は役場2階総合政策課にて配布します。定員になり次第、終了とさせていただきますのでご了承ください。

問合せ／地域政策担当（内線2212・2218）

乳幼児等・重度心身障がい者・ひとり親家庭等 医療費受給者証の更新について

受給者証の有効期限満了日が近づいてきました。今年度の更新対象者には8月上旬に申請書を送付しますので、手続きをお願いします。

なお、各助成には親権者又は生計維持者の所得制限があります。

対象者

- 乳幼児等** 小学生以下のお子さま ※小学生は入院・訪問看護のみ助成
お子さまが小学生のみのご家庭には書類をお送りしませんので、受給者証を希望される場合は役場町民課又は各支所・連絡事務所で申請してください。
- 重度心身障がい者** ①身体障害者手帳1～3級（3級は内部障害に限る）をお持ちの方
②療育手帳A判定をお持ちの方
③精神保健福祉手帳1・2級をお持ちの方 ※2級の方は入院のみ助成
- ひとり親家庭等** ①ひとり親家庭の18歳未満(※)のお子さまとその父又は母
②両親の死亡・行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満(※)のお子さま
※進学・未就労等により扶養されている場合は20歳未満となります。

■助成後の医療費負担（保険診療分）

- 3歳未満又は住民税非課税世帯の方…初診時一部負担金【医科580円、歯科510円、柔整270円（乳幼児を除く）】のみ
- 3歳以上の住民税課税世帯の方…総医療費の1割（月額限度額 入院44,400円、通院12,000円）

■申請期限

8月31日(月)まで（期限内に申請された方には、9月中に新しい受給者証を送付します。）

■申請先 役場町民課、各支所・連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）



通院交通費を 助成しています

町では、特定疾患患者及び重度心身障がい者等が、町内を除く道内の医療機関でその疾患の治療を受けるために要する通院のための交通費を助成しています。

平成27年度前期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

- 対象者** ①特定疾患・指定難病患者 ②小児慢性特定疾病患者
③重度心身障がい者医療費受給認定者（後期高齢者医療加入者で課税世帯により受給者証の交付がない方を含む）
④上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）

■助成対象期間 申請月の1年前から（例）27年8月に申請…26年8月の通院分から助成可能

■助成額 通院距離に応じて算出します

- 申請に必要な書類** ①申請書 ②請求書 ③通院証明書
④受給者証のコピー（特定疾患・指定難病患者及び小児慢性特定疾病患者の方）
⑤介護者を必要とする医師の証明書（該当の場合のみ）

■申請期限 9月18日(金)まで

■申請書類配布・提出先 役場町民課、各支所・連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

9月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。9月にくみ取りが必要な方は8月20日までにお申込みください。



夏場は繁忙期となるため、緊急の申し込みは他の方に大変な迷惑がかかります。一杯にならなくてもくみ取りは行えますので早めの申し込みをお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

別海町における不法投棄について

不法投棄の現状

町では、昨年1年間で約30件の不法投棄の報告を受けています。
啓発活動や指導等を行っていますが、依然として後をたたず、年々手口が悪質・巧妙化している現状にあります。

不法投棄は景観を損なうだけでなく、悪臭や汚水による自然環境への深刻な影響、さらには火災等の災害が発生する危険性を含んでいます。

町民の皆さんと行政が一体となり「地域の目」として、不法投棄撲滅を図っていきましょう。



土地の管理には十分注意してください

土地の所有者（管理者）は、自分の土地に不法投棄され、捨てた人が判明しない場合には、自らの責任で処理しなければなりません。

このような事態を防ぐため、土地を適切に管理し、不法投棄をされない状況を作るには次の対策が有効です。

- こまめに草刈や整理整頓をしましょう。
- みだりに人が立ち入れないように囲い等を設置しましょう。
- 定期的に見回しましょう。



**不法投棄は
重大な犯罪です!**

不法投棄を発見した場合には、下記担当または警察へ連絡してください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

刈払機での 作業上の注意

刈払機で作業を行う際は、思わぬトラブルが起きる危険性もあることから、周囲の状況確認や小石等が飛ばないように十分注意願います。

刈払機の使用に当たって次の点に注意するよう心がけましょう。

- 刈刃が石や空き缶などの障害物に接触すると、飛散することがありますので、あらかじめ障害物を取り除くようにしましょう。
- 取り除くことのできない物は、あらかじめ目印を付けて接触しないよう注意して作業しましょう。
- 作業中は危険ですので、半径10m以内に人を近づけないようにしましょう。
※特に近くで子ども達が遊んでいるときは作業を中止しましょう。
- 刈刃にひび割れ、変形がある物は使用しないでください。
- 各部のボルト、ナット、タンクキャップなどのゆるみがないことを確認しましょう。
- 刈刃、飛散防護カバー、ハンドルのがたつきがなく、確実に取り付けられていることを確認しましょう。
- ハンドルや肩掛けバンドの位置が作業しやすい適切な位置にあること、肩掛けバンドの脱着装置に異常がないことを確認しましょう。
- 異常がある場合は、お買い求めの販売店に修理を依頼してください。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

人権擁護委員 の委嘱

地域の中で人権擁護に関する思想を広め、いじめや差別などの人権侵害が起きないように地域住民を見守り、人権問題の相談業務や啓発活動を行う人権擁護委員として、7月1日から藤原優子さんが再任され、同日付で法務局より委嘱状が交付されました。

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）